2019/11/14

リバタリアニズムの公共哲学

リバタリアニズムは、自由尊重主義、自由至上主義などとも訳される。リベラリズムとは名前が似ているが、ロールズに代表される現代のリベラリズムと、リバタリアニズムは明らかに違う。リベラリズムが自由の他に平等や寛容を重視するのに対して、リバタリアニズムは自由だけに徹底的にこだわる。それは一言で言えば、「他人の自由を侵害しない限り何をやっても許される。他人の自由を侵害することは、たとえ本人のためであろうと社会全体のためであろうと許されない」という立場である。

リバタリアニズムは、とくにアメリカ合衆国では、リベラリズムに対する最も強力なライヴァルの一つである。この講義では F. ハイエクと R. ノージックのリバタリアニズムを、ロールズのリベラリズムとの対比に置いて取り上げる。

教科書・参考書の対応箇所:山岡/齋藤『改訂版 公共哲学』、4章、川崎/杉田『新版 現代政治理論』、3章、5章。

1. ハイエクの「自生的秩序」論

オーストリア出身でイギリスやアメリカで活躍したハイエクは、自らをイギリス的な古典的リベラルと見なしていた。たしかにハイエクの立場は、ノージックのように、個人の自由を絶対的な価値とするわけではないし、教育や社会保障に占める国家の役割をすべて否定するわけでもない。しかし、計画経済に対する自由市場経済の優位を主張し、20世紀の社会主義国家やケインズ主義的福祉国家を徹底的に批判する点ではリバタリアン的である。民営化、規制緩和、自由化などを支持する点で、現代のネオリベラリズム(新自由主義)の思想的背景を与えたとする解釈もある。以下では、「集産主義」と「設計(構成)主義」批判に対する批判、「自生的秩序」の擁護、「社会正義」の拒絶を取り上げる。

(1)集産主義(collectivism)批判

『隷従への道』(1944年)における同時代の社会主義(戦中の動員体制)、戦後の福祉国家に対する批判:これらは計画にもとづいて経済秩序を意図的・計画的に作り出そうとしている。しかしそのような計画の立案・遂行は、人知を超えているので不可能である。それどころか計画化のもとでは経済における自由の廃棄によって個人の自由な生き方が損なわれ、個人主義(individualism)が否定されつつある("the road to serfdom")。

集産主義批判の思想的背景:設計主義または構成主義(constructivism)批判。一定の疑うことのできない前提から、人為的かつ合理的に「構成」(または検証ないし正当化)されたもの以外は真理である・正しいと認めない立場。これは近代的な理性中心主義の「致命的な思いあがり」である。

ただしハイエクは理性の働きをまったく信用しないわけではない。ハイエクによれば、 合理主義には二つの種類があり、理性によって認識される秩序にも二種類のものがある。

「設計主義的合理主義」(consructivist	進化論的合理主義」(evolutionary
rationalism)	rationalism)
「タクシス」(taxis)=「作られた」秩序	「コスモス」(cosmos)=「成長した」秩序

これらのうちハイエクは、進化論的合理主義の立場に立ち、コスモス=自生的秩序(カタラクシーとも呼ばれる)を支持する。

(2)「自生的秩序」(spontaneous order)としての市場の擁護

自生的秩序:多くの人々の行動が合成した結果だがその意図や設計の結果ではないような 秩序。言語、伝統、道具、慣習法などがその例。

これらと同様に市場も「自生的秩序」である:分散した知識(たとえば誰が、何を、どれだけの価格で購入しようとしているか)の発見・伝達を促す情報システムとしての市場は、暗黙の裡に、しかし効率的に機能している。

自由競争市場が社会に散在する多様な情報・知識の集約を可能にするのに対して、計画社会(a planned society)はそのメリットを活かすことができない。

政府の限定的役割:「レッセ・フェール」では競争は維持されない。市場における競争を維持するための条件を整備するのが政府の役割。労働時間の規制、インフラの整備、公衆衛生、教育機会の提供、"minimum of sustenance"の保障等は「市場の外部」で、政府が行う必要がある。

政府の拡大傾向に対する防御:「法の支配」(rule of law)による権力濫用の阻止。

(3)社会正義(social justice)の否定

ハイエク的な意味での正義は、個人(および私的団体)の間の行為に関わる禁止条項、 言い換えれば「私的領域の侵害の禁止」に限定される。経済的苦境の救済や、不平等の 是正は正義の問題ではない。

「社会正義」または「分配的正義」は「特定の個人に特定の結果をもたらすことを目差す」ものであるかぎり、リベラリズムに反するとして厳しく退けられる。政府が個人に対して「正当な結果」をもたらそうとすると必ず全体主義になる。

個人は、市場で与えられるものを甘受するしかない。自生的秩序を選択した以上は「それが個々人にもたらす結果が正か不正かについて、問題にすべきではない」。市場における各人の「取り分」は、各人の努力や業績によってでも、各人のニーズに応じてでもなく、各人の才能の有無や運のよしあしによって偶然決まる。まさにこの偶然を受け入れることが自由な社会における各人の義務なのである。市場を通じた分配は正でも不正でもない。それはたんに仕方のないこととして受け入れられるべきなのである。

2. ノージックの「最小国家」論

ハイエクと違ってアメリカ生まれアメリカ育ちのノージックは、20世紀の集産主義や全体主義の経験からリバタリアニズムに向かったのではない。本人の弁によれば、もともとはリバタリアンではなくむしろ社会主義者であったのに、純粋に知的・学問的な取り組みを通じて、不本意ながらリバタリアニズムに説得され、同意せざるをえなくなったらしい『ア

ナーキー・国家・ユートピア』、ii 頁)。『アナーキー・国家・ユートピア』(1974年)では、第1部で最小国家の成立が正当化され、第2部で拡張国家の構想、とくにロールズの分配的正義論が批判され、第3部で最小国家の魅力(メタ・ユートピア構想)が語られる。以下ではとくにロールズとの違いに注意を払ってノージックの立場を紹介する。

(1)個人の不可侵の権利=自由

個人の不可侵性:ノージックは個人が、国家を含むいかなる個人や集団にも侵害されてはならない、強力かつ広範な権利を持っているという断言から出発する。その理由は即座には説明されない。自分自身の意味ある人生を送ることができる存在に外から攻撃・介入すること(aggression)は不当であるという直観に頼っているように思われる。

この権利は「付随制約ないし横からの制約(side constraints)」に限定される:他人の行動に対する、「私に対して〇〇をするな」という(横からの)禁止命令としての権利。権利は積極的に何かをさせるのではなく、消極的に何かを禁じるものでしかない。

禁じられること:個人を、本人の同意なしに、犠牲にしたり利用したりすること。付随制 約は、ある種の仕方(たとえば全体の福利を増大させるための手段として、本人の意に背 いて働かせるというような)で人々を利用することを禁じる。

リバタリアン的な付随制約: けっきょく付随制約は、他人に対して物理的な攻撃・介入(殺害、暴力、詐欺、強要など)を行ってはならないと命じるものに限定される。国家の役割は、こうした付随制約を実行することに限定される。言い換えると、国家は個人の自由に対して介入してはならない。

※ノージックが、功利主義に対してロールズとよく似た観点から批判していることに注意。

(2) 最小国家の正当化

個人の権利だけのある自然状態から出発して、ノージックは二つのことを示そうとする。

- ①自然状態(最善のアナーキー状態)よりも最小国家が優れていること。
- ②最小国家が何人の権利をも侵害せずに生成すること(見えざる手説明)。
- 二つを合わせると、いかなる国家も個人の権利を侵害せざるをえないとするアナーキスト への反論になる。

これらの結論は四つのステップで示される。

第一段階:「自力救済権」をもつ「独立人」(independents)だけが存在する自然状態。プロパティの保全を命じる暗黙のルールの存在。しかし、判定権・救済権は各人にあり、共通の裁判官は存在しない。プロパティをめぐって争いが生じると、報復合戦 or 泣き寝入りという誰の権利にとっても好ましくない結果に至る。

第二段階:「保護結社・会社」(protective associations or companies)の自発的形成。警備会社の機能+保険会社の機能を持つ結社ないし会社が多数生まれる。市場における競争→合併・連合→結果として保護の実効性の上昇・コストの低下。

第三段階:「超最小国家」(the ultraminimal state)=「支配的保護結社」の形成。<u>自然的に生成した独占体。この状態でな</u>おも残る「独立人」に対する「自力救済権の禁止と保護

サーヴィスの提供」("prohibition and compensation")。「独立人」は取引の申し出に応じるはずである。

第四段階:「最小国家」(the minimal state)の成立

(3) 権原理論(entitlement theory)

権原を与える entitle = 何かに対する正当な請求権を与える give a just claim to (something)。人は三つの仕方で権原を得る(他の仕方では権原を得ない)。

①取得(acquisition)の原理、②移転(transfer)の原理、③矯正(rectification)の原理。これらは、繰り返される取得と移転が正当な手続きを踏まえているかどうかのみをチェックするという意味での「手続き的正義」の原理。財を所有するにいたった経緯(歴史)において不正義が存在したかのみが重要。一人一人の所有が正当であれば社会全体の分配状況も正当である。人々は正当な手続き(暴力、窃盗、詐欺、契約破棄等によらない)によって取得した財のすべて(賃金、遺産、利子、株式配当等)に対して権原(entitlements)をもつ。

J. ロックに依拠する所有の正当化:

「誰もが自ら自身の身体を所有している」・「ひとたび労働が付け加えられたものに対しては、彼以外の誰も権利をもつことができない」(ロック『統治論』、第 2 論文 27 節)。ただし、「他の人びとにも十分に、同様によいものが残されているならば」(ロック的但し書き)。

ノージックによるこのロック的議論は、二つのキーワードで特徴づけられる。

- ①「所有的個人主義」(possessive individualism): 「個人は、本質的に、自ら自身の身体 および所有者兼経営者であって、それらの力を得るにあたって社会に何も負うところはな い」(C.B. マクファーソンによる定式化)。
- ②「自己所有権」(self-ownership):「各個人は、自分自身の身体とその諸力を道徳的に正当な仕方で所有する主体であり、したがって彼らが自らの力を他者に対する攻撃に振り向けないかぎり、各人は自分の望み通りにその諸力を行使する自由をもつ」(G. コーエンによる定式化)。

(4) 分配の原理

ノージックは分配的正義の原理を、歴史的原理と最終結果原理とに区別し、さらに歴史的原理の中でパタン化(パタン付き)原理とそうでない原理を分ける。最終的に擁護するのは B-2 のパタン化しない歴史的原理、あるいは歴史的権原原理である。

A 「最終結果原理(end-result principles)」(現時間断片原理 current time slice principles とも称される): 過去の情報の無視。財の最終的な分配のみを問題とし、その分配を一定の全体的な意図によって確定する立場。功利主義はその典型。

B 「歴史的原理(historical principles)」

B-1 パタン化原理: 道徳的功績・限界生産性への貢献、それらの加重総計等に応じた 全体による分配。道徳的功績の原理は各人が過去に行った功績(つまり歴史)に応じて財 を分配せよと命じるので、歴史的・パタン化原理ということになる。 B-2 非パタン化原理:財の獲得・移転の経緯(歴史)に不正がないかぎり、その分配は正当であり、逆に個人の意図を無視した分配は不正であるとする立場。「各人からはその選択に応じて、各人へは選択を受けるに応じて」(『アナーキー・国家・ユートピア』、271頁)。功績や貢献に応じている必要はない。功績や貢献のない人に贈与や遺贈しても、それは正義にかなっていることになる。

非パタン化原理とリバタリアニズム

個人間の権原の正当な移転は、パタンを覆す(ウィルト・チェンバレンの例)。言い換えれば、「正義の最終結果原理またはパタン化原理はどんなものでも、人々の生活に対する不断の介入なしには継続的に実現されえない」(『アナーキー・国家・ユートピア』、275-276頁)。そのような介入は個人の権利の侵害であり、付随原理によって排除される(再分配は強制労働に等しい)。ようするに、歴史的・権原的・非パタン的な正義の原理は、個人間の権原の正当な移転の結果に対して押しつけられるあらゆるパタンを拒否する。これは、市場取引の結果に介入しないリバタリアン的な分配だけが正しいことを意味する。ノージックはこれを権原原理、または意図的にロールズの用語を使って「自然的自由の原理」(『アナーキー・国家・ユートピア』、339頁)と呼ぶ。

(5) ロールズとノージックの対比

	-	
	ロールズ	ノージック
個人と社会の関係	社会的協働における市民	自然状態における独立人
所有権の位置づけ	基本的権利の一部としての	自己所有権と権原・個人は自
	動産を持つ自由・個人間の	分の才能と、才能を行使した
	「才能の分布」は社会の「共	成果に対する絶対的な所有
	有資産」	者
分配的正義の原理	パタン化原理としての格差	歴史的・非パタン化原理とし
	原理	ての権原原理=リバタリア
		ニズム

ロールズの格差原理に対するノージックの批判

- ①諸個人が財を獲得するに至った取得と移転の経緯=歴史を無視している。諸個人の(生まれつきの)才能や選択は分配上意味を持たない。
- ②その結果、ロールズの功利主義批判にもかかわらず、じつは功利主義とと同様に、諸個人の別個独立性・自己目的性を実は軽視している。とりわけ、すぐれた才能を持つ人々・努力した人々を、才能のない人々・努力しない人々の境遇を改善するための手段として利用することになる。

ロールズによる応答(Political Liberalism, pp. 282-285)

純粋に手続き的な権原理論は、相互行為における正・不正を問題とするだけで、その背景 的条件における不正義に対処することができない。

(6) メタ・ユートピアの理論

従来のユートピア:単一の「善き生の構想」による統合。等質の価値の支配。

メタ・ユートピア: 「諸々のユートピアのための枠組み」としての最小国家。ユートピアの自由競争市場+ユートピア間の「移動の自由」の保証⇒異質な諸価値の共存と、魅力のないユートピアの淘汰。

メタ・ユートピア理論への批判:

- ①ユートピア間の「棲み分け」(平和的な共存)は可能か。
- ②ユートピアとしての魅力がないから淘汰されていくという説明は妥当なのか:支配的な <地の文化>に対して適合的な<図の文化>だけが存在を許されるだけではないか。
- ③移動のために「退出」するというオプションは誰もがもちうるのか。

資料

[ハイエク]

■「リベラル」という語の転用

…将来の誤解を避けるために、用語の使い方の一つについて、ここで説明しておきたい。本書全体を通じて、私は、「リベラル」という言葉を一九世紀に使われていた本来の意味で使っている。イギリスでは今でもこの意味で使われているが、現在のアメリカでは、その本来の意味とほとんど正反対の意味になることがある。アメリカでは、真に自由を信じる人びとの頭が混乱していたこともあって、この言葉は左翼的な運動のカモフラージュに使われ、「リベラル」はほとんどあらゆる政府介入を主張する態度という意味になってしまった。なぜアメリカでは、真に自由を信じる人びとがこの必要不可欠な用語を左翼に横取りさせてしまっただけではなく、軽蔑すべき用語として自分たちも使いはじめることによって、左翼を手助けしなければならなかったのだろうか。私にはそれが今でも不思議である。このことがとくに残念に思われるのは、そのために真のリベラリストが自分たちを保守主義者と呼ぶようになるという結果になったからである(ハイエク「一二年後の『隷属への道』」、51頁)。

■ゲームのルールの公正さ

リベラリズムの主張は、個人が行動する条件を国家が規定する以上、万人共通の公式ルールに従って規定すべきだということに尽きる。いかなる法的特権も認めず、全員には与えない特別な便益を一部にだけ供与することに反対する。…同一の一般法律の下で平等な扱いを受ければ、個人の状況はそれぞれに異なる。逆に、さまざまな個人の立場やチャンスを公平にしようとすると、個々人を別々に扱わなくてはならなくなる。つまり、<u>リベラリズムは、個人の状況を左右するような手続き、あるいはゲームのルールが公正である(少なくとも不正ではない)ことを求めているのであって、個人にとってのこの手続きの具体的結果が公正であることを求めているのではない</u>のである。/…リベラリズムの平等の概念とは相いれないにもかかわらず、リベラリストのなかで支持を得ている策がある。貧しい階級を優遇した所得の再分配を実現する手段としての累進課税制度だ。そのような累進性の基準を定めたルールは、万人共通といえるルールのなかには見当たらない。また、富裕層への追加負担の程度を制限するルールもない(ハイエク「自由主義」、144-146 頁。

下線は引用者による)。

■自由な社会における知識の活用

多くの人々による努力の相互の調整によって、個人が所有する以上の知識、あるいは知的に統合することのできる以上の知識が利用される。そしてこの散在した知識をこのように利用することにより、ある一個人が洞察できる以上のことが達成可能になる。自由とは、個人の努力にたいする直接的統制の放棄を意味するからこそ、自由な社会は最も賢明な支配者の包含するよりもはるかに多くの知識を利用することができるのである(ハイエク『自由の条件 I 』, 48 頁)。

■自生的秩序の生成

拡張した秩序は、人間の設計からでも意図からでもなく、自生的に出現してきた。それは、ある一定の伝統的な慣習、それもだいたいにおいて道徳的な慣習に、意図されざるままに従うことから出現してきたのである。それらの慣習の多くを人間は嫌う傾向にあり、その重要性を普通は理解することができず、その妥当性を立証することもできないのだが、にもかかわらず、進化における淘汰によって…すなわちそれらのルールにたまたま従うようになった集団の人口や富が他の集団に比べて増大したがゆえに…かなり急速に広がってきたのである(ハイエク『致命的な思いあがり』、6頁)。

経済システムが設計の産物だったことは一度もない。そんなことができるほど人間は賢明だったわけではない。人間は偶然そこに入り込んだのである。そうなることで、人間は予期せぬ高さにまで引き上げられたのだが、そのためにさまざまな野心が生まれた。しかし、そうした野心はやがて経済システムの破壊につながるかもしれないのである(ハイエク『法と立法と自由III』, p. 164)。

■「法の支配」

法の支配とは、政府のあらゆる行為があらかじめ定められ、公表されたルールに縛られる ことを意味する(ハイエク『隷従への道』, 245 頁)。

「法の支配」は、逆に言えば、立法の制限を意味する。法の支配は、立法を成文法と呼ばれる類いの原則に限定し、直接の適用対象を一部の人に限定する法律や、そうした差別を行うために国家の強制力の行使を認める法律の立案を排除する。法の支配は、万事が法で規制されることを意味するのではない。むしろ逆である。法の支配とは、国家の強制力の行使が、あらかじめ法律で定められた場合に限って予測可能な方法でなされることを意味する(ハイエク『隷従への道』, 262 頁)。

■サステナンス・ミニマム

社会主義とは異なって、福祉国家の概念はなんら正確な意味をもっていない。その言葉は、 時々、法と秩序(law and order)の維持以外の問題に何らかの形で「関心をもつ」国家を表 すのに用いられている。一部の理論家のうちには、政府の活動を法と秩序の維持に限定す べきことを要求してきたものがいるけれども、そのような立場は、自由の原則からみて正当化することはできない。…/実際、現代におけるいかなる政府も、しばしば指摘されてきた「個人主義的ミニマム」(individualist minimum)にまで、自らを限定してはこなかったし、また政府活動のそのような限定は「正統派の」古典派経済学者によって支持されてもいなかった。あらゆる現代の政府は、貧窮者、不運な者および障害者対策をおこない、健康問題と知識の普及に注意を払ってきた。これらの純粋なサーヴィス活動が富の成長とともに増加すべきでないとする理由は何もない。集合的行動によってのみ充たしうる、それゆえ個人的自由を制限しうることなく提供しうる共通のニーズがある。われわれが豊かになるにつれて、自分で自分の面倒をみることができない人びとに共同社会がつねに提供してきた生存ミニマム(minimum of sustenance)、そして市場の外部で提供しうるその程度はしだいに上昇し、あるいは、政府が有効、かつ害を及ぼすことなくそのような努力を援助し、またさらにはそのような努力を率先して行うことがあるということは、ほとんど疑問の余地がない(ハイエク『自由の条件III』、8・9頁。下線は引用者による)。

■社会保障についての二つの考え方

しかしながら、ここで、二つの保障の考え方(two conceptions of security)を区別することが重要である。その一つは限度のある保障で、全員にとって達成可能な、いかなる特権ともならないものと、絶対的な保障で、自由社会においては全員にとって達成不可能なものとである。前者は、厳しい物質的欠乏に対する保障、すなわち全員に対する生活最低限度の保障であり、後者は、ある一定の生活水準の保障で、ある個人あるいは集団の享受する水準と、ほかの人びとあるいは集団のそれとを比較することによって決定される。したがって、その差異は全員に対する等しい最低所得の保障(the security of an equal minimum for all)と、ある個人が受けるに値すると考えられている特定の所得保障(a particular income that a person thought to deserve)との区別である。後者は、福祉国家をあおる第三の主要な野心、すなわち、財の一層均等な分配もしくは公正な分配を保障するために政府の権力を用いたいという願望と密接に関連している(ハイエク『自由の条件III』, 11-12 頁)。

■社会的正義・分配的正義の誤謬

このように、物事の状況というのは、単なる事実としては正でも不正でもない。その状況が意図的にもたらされたか、あるいは、もたらすことができるか、という点に注目してみて初めて、その状況を作り出そうとする行為や、その発生を許す行為が正か不正かを判断する意味がでてくるのである。しかし、カタラクシーあるいは市場の自生的秩序においては、個々の参加者が得るものについては予想のしようがないし、個々の人間にもたらされる結果が、何者かの意図によって決められているものでもない。個々人が得る結果についての責任は誰にもないのである。たしかに、結果が予想できず、多くの場合偶然に左右されるような市場秩序をそもそも経済活動の指針として選択することが正しいことなのかについては、疑問を呈することができるかもしれない。しかしながら、いったんカタラクシーを選択した以上は、それが個々人にもたらす結果が正か不正かについて、問題にすべきではないのである(ハイエク「自由主義とはなにか」、82頁)。

「正当な」分配を求める努力はすべて、市場の自生的秩序を組織に、言いかえれば、全 体主義的な秩序に変えようとする試みであるといってよい。…/政府の強制的権力を使 って、「積極的な」(社会的あるいは分配的)正義を達成しようという理念は、個人の自由 の破壊に結びつくだけではない。(中略)検証してみれば、この正義はいかなる状況で も達成不可能な幻影・幻想でしかないことがわかる。なぜなら、これは具体的な目標の 相対的な重要度について、人びとのあいだに合意が存在することを前提としているが、 人びとが互いの顔も知らず、同じことを知っているわけでもない大きな社会では、その ような合意は存在しえないからである。…/異なる人びとの「メリット」や「ニーズ」 の相対的な価値を決める統一された観念を作りださないかぎり、人びとがどれほど所有 「すべきか」を決めるルールなどあり得ない。それはあらゆる物財やサービスを中央集 権的に分配する基盤となるものだが、そうした基盤となる客観的な基準などはなにもな い。そうした基準を定めるためには、個人が自信の目的のために自分の知識を活用する のではなく、他者から押しつけられた義務を遂行することを強要され、他者の目から見 て、その義務をどれほどうまく果たしたかによって報酬を決定されるということが必要 になる。これは軍隊のように閉じられた組織にはふさわしい報酬方法だが、それでは自 生的秩序を維持することはできなくなってしまう(ハイエク「自由主義とはなにか」、 84-85 頁)。

市場秩序は必ずしも主観的なメリットや個人的な必要に見合う報酬を約束するものではない。このことを進んで認めるべきだろう。市場は技能と偶然の合わさったゲームであり、個人にたいする結果は、本人の技能や努力だけでなく、本人にはどうしようもできない状況によって決まってしまうこともある。報酬は個人が特定の相手にたいして行った特定の行為が相手にたいしてどれほどの価値をもつかにおうじて支払われる。そして、その行為の価値は行為者のメリットと呼ばれるものには関係がないし、ましてや彼の必要などとはまったく関係のないものなのである(ハイエク「自由主義とはなにか」、85頁)。

[ノージック]

■「拡張国家」批判

個人は権利をもっており、いかなる個人や集団もこうした個人に対して(その権利を侵害することなしには)なしえない事柄が存在する。その権利はきわめて強力で広範であるので、それは、国家とその官吏たちがなしうること…は何であるかという問いを提起する。個人の権利は、国家に対してどれだけの活動の余地を残すだろうか。国家の本質、その正統な機能とその正当化が――もしあるとして――この本の中心にある関心である。…/国家についてのわれわれの主要な結論は、暴力、窃盗、詐欺にたいする保護、契約の執行、等々という狭い機能に限定された最小国家(minimal state)が正当化されるということ、それ以上のいかなる拡張国家(extensive state)も、特定のことをなすべく強制されないという個人の権利を侵害することになり、正当化されないということ、そして、最小国家は正当であるのみならず魅力的でもあるということである。そこに含意されている二つの注目すべきことは、国家は、ある市民をして他の市民を助けさせるという目的のために、あるいは人

々の活動を彼ら首身の善や保護を名目として禁止するために、その強制装置を用いることができないということである(『アナーキー・国家・ユートピア』, i-ii 頁。下線は引用者による。以下、ノージックからの引用は訳文を改めた箇所がある)。

最小国家は、正当化しうる最も拡張的な国家である。それ以上のいかなる拡張国家も人々の権利を侵害する(『アナーキー・国家・ユートピア』、253 頁)。

■義務論的前提

しかし、それ自体の善のために何らかの犠牲を耐え忍ぶ、善を伴う社会的な存在があるかと言えば、そんなものは一つもない。存在するのは諸個人、それぞれ独自の生をいとなむ相異なった諸個人のみである。ある人を他の人びとの利益のために使用することは、彼を利用し、他の人びとに利益を与えるということであり、それ以外の何ものでもない。その時に起こるのは、他人のために彼に何かがなされるということである。社会全体の善を論じることは、このことを隠蔽する。(意図的に?)このようにある人を利用することは、彼が一人の別個の人格であるという事実、彼の生こそ彼が持つ唯一の生にほかならないという事実に対して、十分な尊重と配慮を欠くことになる。彼の犠牲から、彼が何かそれを上回る善を得るわけではない。そしてこうした犠牲を彼に押しつける権限を持つものなど誰もいない――ましてや、彼の忠誠を要求し(他の諸個人はそんな要求をしないのに)、それゆえその市民の間で慎重に中立を保たねばならないはずの国家ないし政府には、そのような権限はないのである」(『アナーキー・国家・ユートピア』、51-52 頁)。

■付随制約または横からの制約

付随制約または横からの制約(side constraints) [の理論] は、その基礎にある次のようなカント的原理を反映している。個々人は、目的なのであって、単なる手段ではない。彼らの同意なく、彼らを他の目的達成のために犠牲にしたり利用したりすることは許されない。諸個人は不可侵(inviolable)である(『アナーキー・国家・ユートピア』、48 頁)。

■「横からの制約」としての権利

私の主張によれば、我々が行ってよいことについての道徳上の横からの制約は、我々が別個の存在者であるという事実を反映している。こうした制約は、我々の間で道徳上の帳尻合わせは起こりえないという事実を反映している。すなわち、我々のうちの誰か一人の生よりもその他の人々の[生]のほうが重視されて、そのためより大きな全体としての社会的善に導かれることなどありえない。我々の幾人かを他者のために犠牲にすることに正当化はありえない(『アナーキー・国家・ユートピア』、52頁)。

生への権利(a right to life)は、人が生きるために必要なあらゆるものを保障されることへの権利ではない。なぜなら、それらのものに対して他の人びとがすでに権利をもっているかもしれないからである。生への権利とは、せいぜいのところ、他者の権利を侵害しない

範囲内において、生きるために必要な一切のものを取得したり、その努力をしたりすることへの権利であろう。物質的なものに関しては、問題はそれを手に入れることが他人の権利を侵すかという点にある。 (…) 生への権利なるものを適用できるようになる以前に、所有権の理論がまず必要である。それゆえ生への権利は、所有権理論の基礎を提供しうるものではない(『アナーキー・国家・ユートピア』、300-301 頁)。

■アナーキストに対する「見えざる手」説明による最小国家の正当化

この自然状態は、理性的に考えて期待することができるものの内では最善の無政府状態である。それゆえ、この自然状態のあり方と欠陥を論じることは、アナーキーではなく国家が存在する必要があるか否かを決定する上で、決定的な重要性をもつことになる。もし、国家がこの最も好ましい無政府状態——現実的な観点から期待できる最善——よりもさらに優れているとか、道徳上許容できないような過程を経ずに国家が成立するとか、もし国家が成立するなら何らかの改善になるとかの点を示すことができたならば、それは国家の存立に対する理論的根拠(rationale)を提供することになり、つまりは国家を正当化することになるだろう(『アナーキー・国家・ユートピア』、6-7 頁)。

無政府状態から出発して、自発的なグループ形成・複数の相互保護協会・分業・市場の圧力・規模の利益・合理的な私利などの力によって、一つの最小国家(minimal state)または地理的に区別された最小諸国家による集団が生成することになる(『アナーキー・国家・ユートピア』、25 頁)。

我々は、〔以上で〕自然状態から誰の権利を害することもなしに国家がいかにして成立するのかを説明するという、我々の課題を果たした。個人主義的無政府主義者による最小国家に対する道徳上の異議は克服される。これは不正なやり方で独占を押しつけたのではない。見えざる手過程を通して道徳的に許容しうる方法により、誰の権利をも侵すことなくまた他の者の有しない特別の権利を何ら僭称することもなしに、事実上の独占が生成するのである(『アナーキー・国家・ユートピア』、180-181 頁)。

我々がここで打ち出した立場を、いくつかある他の立場と混同してはならない。この立場は、見えざる手の構造を採るという点で、様々な社会契約説とは異なっている。またそれは、次のように主張する点で、「事実上の力が、国家の(法的)権利となるのだ」と主張する立場とも異なっている。即ち我々は、〔諸権利の〕実行権およびこの実行を監視する権利が独立〔した人々の手〕に存在しており、それが一人または小グループの手に限定されるのではなく全員がこれをもっているとする。そして、唯一の実効性を伴う権利実行と〔手続〕監視力が集積してゆく過程は、誰の権利をも害さない過程を経て成立しうる、と考えられているのである(『アナーキー・国家・ユートピア』、209 頁)。

■権原理論

分配的正義の完全な原則は、単に次のように言うにすぎないであろう。すべての者が、ある分配のもとで彼が所有している保有物(holdings)に対して権原をもつ(is entitled)なら

ば、その分配は正しい(『アナーキー・国家・ユートピア』、256頁)。

保有物の正義の理論の一般的輪郭は次の通りである。ある人の保有物は、もし彼が取得と移転における正義によって、あるいは(これら二つの原理によって特定される)不正義を矯正する原理によって、その保有物への権原(entitlement)をもつならば、正義にかなっている。各人の保有物が正義にかなっているならば、所有の総体(全体的な分配)も正義にかなっていることになる(『アナーキー・国家・ユートピア』、259-260 頁)。

■再分配の否定

勤労収入への課税は、強制労働と変わりがない。この主張を自明の真理と考える者もいる。 n 時間の労働の収入を奪うことは、その者から n 時間を奪うようなものであり、それは彼を、他の者の目的のために n 時間強制的に働かせるようなものである(『アナーキー・国家・ユートピア』、284 頁)。

しかしながら我々は、誰かから切り分けたパイの小片を各人がもらった後で、今度はその雑な切り方を修正するための最終調整を行おうとする子どもたちの立場にいるわけではない。中央による分配(central distribution)など存在せず、すべての資源をコントロールし、それらがどのように支給されるべきかを集合的に決定する権原をもったいかなる個人や集団も存在しない。各人が手に入れるものは、何かと交換に、あるいは贈り物として、[それを]彼に与える他者から手に入れるものである。自由な社会においては、様々な人々が異なった資源をコントロールしているのであり、新しい保有物は人々の自発的な交換と行動(voluntary exchange and action)より生ずる。誰と結婚するかを人々が[自分で]選択することになっている社会では、結婚相手の分配などというものはない。これとまったく同様に、取り分を分ける作業や、[その結果としての]分配などというものはないのである。全体の結果は、多くの個別的な決定からの産物なのであり、そうした決定をなす権原をもっているのは、関係する様々な個人なのである(『アナーキー・国家・ユートピア』、253・254 頁。下線は引用者による)。

■ロールズの格差原理に対する批判

それが賃金へのあるいは一定額をこえた賃金への課税によってなされようとも、利潤の没収によってなされようとも、あるいは何がどこからきて何がどこへいくか明らかでない大きな社会鍋(social pot)によってなされようとも、パタン化された分配的正義の原理は、他の人びとの行動を召し上げること(appropriating)を含む。ある人の行動の結果を没収することは、彼から時間を没収し、彼に指示してさまざまな活動を行わせることに等しい。もし人々があなたを強制して、一定の時間の間、何か特定の仕事を、あるいは無報酬の仕事をあなたにさせるならば、あなたの決定とは別に、彼らが、あなたが何をなすべきか、あなたの仕事はいかなる目的に奉仕すべきかを決定することになる。彼らがあなたからこの決定を奪い取るこのような過程は、彼らをあなたの部分的所有者(a part-owner)としてしまう。つまりそれは彼らに、あなたに対する所有権を与えることになる。/…分配的正義

に関する結果状態原理およびほとんどのパタン化した原理は、人々に対する、そして彼らの行動と労働に対する、他者による(部分的)所有権を設定する。そのような原理には、 古典的リベラリズムの自己所有権の観念から、他人に対する(部分的)所有権という観念への移行が含まれている(『アナーキー・国家・ユートピア』、289-290 頁)。

■矯正原理による再分配の可能性

しかしながら、これらの [取得と移転の] 原理が侵害されたときには、矯正原理が働く。ひょっとすると、分配的正義についてのいくつかのパターン化された原理を、不正義の矯正という原理を適用した際の一般的な結果に近いものをもたらすことを意図した大雑把な経験則と見なすのが、一番よいのかもしれない。たとえば、歴史的な [精確な] 情報の多くが手に入らない時に、なおかつ (一) 不正義の犠牲者は一般に不正義がなかった場合よりもいっそう劣悪な境遇にあり、さらに (二) 社会の最も不遇な集団に属する人びとは、最も重大な不正義の犠牲者(の子孫)である蓋然性が最も高く、そうした犠牲者はその不正義から利益を得た者から賠償を受ける権利があると想定しよう。その場合、不正義を矯正するための大雑把な経験則は、社会の最も不遇な集団の地位を最大限改善するように社会を組織せよ、というものになるかもしれない。…われわれの道徳的罪に対する罰として社会主義を導入するのは行きすぎとしても、過去の不正義があまりにも大きいときには、それを矯正するために短期的により拡張的な国家が必要になるかもしれない。」(『アナーキー・国家・ユートピア』、380-381 頁)。

■ユートピア論―メタ・ユートピアとしてのユートピア

導かれるべき結論は、ユートピアにおいては、一つの種類の共同体が存在し、一つの種類の生活が営まれることはないだろう、ということである。ユートピアは、諸々のユートピアから構成されるであろう。すなわち、そこでは人々が異なった制度のもとに異なった種類の生をいとなむ多くの異なった共同体から構成されるであろう。ある種の共同体は、大多数の人々にとって、他の種の共同体より魅力的であろう。共同体には盛衰もあるだろう。人々は、ある共同体から別の共同体へと去ることもあれば、あるいは彼らの全生涯を一つの共同体ですごすこともあるだろう。ユートピアとは、諸々のユートピアのための一つの枠組み(framework)である。すなわち、そこでは人々が自由に任意に結合しながら、理想的な共同体における善き生についての彼ら自身のヴィジョンを追求し実現しようとするが、何人も自分自身のユートピアのヴィジョンを他者に押しつけることのできない場所である。…私が示そうとしている真理の過半は、ユートピアはメタ・ユートピアだということである(『アナーキー・国家・ユートピア』、505・506 頁)。

これまで述べてきたユートピアのための枠組みは、最小国家に等しい。/…この道徳的に他より優れた国家、唯一道徳的に正当な国家、唯一道徳的に許容できるものが、無数の夢想家、空想家たちのユートピアへの念願を最もよく実現するものであることが、いまやわかった。…/最小国家は、我々を、侵すことのできない個人、他者が手段、道具、方便、資源として一定の仕方で利用することのできないものとして取り扱う。最小国家は、我々

を、個人としての諸権利をもち、またこのことによって生じる尊厳を備えた人格として取り扱う。最小国家は、我々が、個人としてまたは自分の選ぶ人々ともに、同じ尊厳をもつ他の諸個人の自発的協力によって援助されつつ、自らの生を選び、自らの目的と自分自身について抱く理想を(可能なかぎり)実現してゆくことを、可能にしてくれるのである。どんな国家も、諸個人からなるどんな集団も、どうやったらこれ以上のことに手を出せるのか。あるいはこれ以下のことしかやらずにすませるのか(『アナーキー・国家・ユートピア』、539-540 頁)。

■ロールズによるノージックに対する応答

自分たちは互いの間で結ばれた合意を統制する規範を公正にかつ几帳面に大事にしていると各人が信じているという事実だけでは、背景的正義(background justice)を保持するには十分ではない。私たちの社会的世界が詐欺や欺瞞によって歪められるとき、私たちは、個人が不公正に行動する傾向があるからこそ法や政府が必要になると考えがちであり、それはたしかに自明とはいえ大事な点である。しかしながら、それとは反対に、たとえ諸個人が公正に振る舞うとしても、背景的正義は腐敗する傾向があるというのが実態である。別々の、独立した相互交渉(transactions)の全体としての結果は、背景的正義に向かうのではなく、むしろそれから遠ざかる。こう言ってもいいだろう。こうした場合には、見えざる手はものごとを誤った方向に導き、不当な不平等や公正な機会への制約を維持するようにはたらく寡占的に配置された蓄積に手を貸すのだ、と(J. Rawls, Political Liberalism, p.267)。

■日常的リバタリアニズム (everyday libertarianism)

税の垂直的公平性についての諸理論の中には、政府についての次の見方が隠れている。すなわち、自由放任の資本主義市場が生み出す所有権の分布が正当なものと推定されている一方で、政府はサーヴィス供給者の一つであり、しかもその支払い要求はこうした市場に無理やり介入しているのだという見方である。そのうえで、課税の正義は、[市場が生み出す分布という] そのベースラインから評価された、個人間での税負担の公正な分かち合いのことだとみなされる。/課税前の市場の結果は推定上正義にかなっているのであり、課税の正義とはこの基準線からの逸脱を正当化するものは何かという問題であるとする想定は、所有権に関する無反省な、あるいは「日常的」なリバタリアニズムから派生してくるようである。洗練されたリバタリアニズムの政治理論を首尾一貫して適用すると、ほとんど誰も実際には受け入れないようなひどく説得力を欠く結論につながってしまうにもかかわらず、リバタリアニズムの素朴な、日常的なバージョンのほうは、多くの課税政策分析において当然のものと考えられている(L. Murphy and T. Nagel, *The Myth of Ownership*, Oxford University Press, 2002, p. 15).

文献

M. フリードマン (村井章子訳) 『資本主義と自由』 (日経 BP クラッシックス, 2008 年)。 F. A. ハイエク (村井章子訳) 『隷従への道』 (日経 BP クラッシックス, 2016 年)。

- F. A. ハイエク (矢島釣次・水吉俊彦訳) 『法と立法と自由 I ——ルールと秩序』 (春秋 社, 2007 年)。
- F. A. ハイエク(篠塚慎吾訳)『法と立法と自由 II ——社会正義の幻想』(春秋社, 2007年)。
- F. A. ハイエク (渡辺茂訳) 『法と立法と自由Ⅲ——自由人の政治的秩序』 (春秋社, 2007年)。
- F. A. ハイエク (気賀健三・古賀勝治郎訳) 『自由の条件 I ——自由の価値』 (春秋社, 1997年)。
- F. A. ハイエク(気賀健三・古賀勝治郎訳)『自由の条件Ⅱ——自由と法』(春秋社, 1997年)。
- F. A. ハイエク (気賀健三・古賀勝治郎訳) 『自由の条件Ⅲ——福祉国家における自由』 (春秋社, 1997 年)。
- F. A. ハイエク (山中優監訳) 『政治学論集』 (春秋社, 2009年)。
- F. A. ハイエク (渡辺幹雄訳) 『致命的な思いあがり』 (春秋社, 2009年)。
- F. A. ハイエク(田中真晴・田中秀夫編訳)『市場・知識・自由――自由主義の経済思想』(ミネルヴァ書房, 1986 年)。

森村進『自由はどこまで可能か リバタリアニズム入門』(講談社現代新書、2001年)。 中山智香子『経済ジェノサイド——フリードマンと世界経済の半世紀』(平凡社新書, 2013年)。

R. ノージック(嶋津格訳)『アナーキー・国家・ユートピア』(木鐸社, 1995 年)。 渡辺靖『リバタリアニズム アメリカを揺るがす自由市場主義』(中公新書、2019 年)。 J. ウルフ(森村進・森村たまき訳)『ノージック——所有・正義・最小国家』(勁草書房, 1994 年)。

山中優『ハイエクの政治思想——市場秩序にひそむ人間の苦境』(勁草書房、2007年)。

以上